

○大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
施行規則

平成25年3月15日規則第5号

改正

平成26年3月31日規則第29号

令和2年3月30日規則第31号

大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年大和市条例第27号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令において使用する用語の例による。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次のとおりとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第4条 条例第3条第2項に規定する規則で定める水質基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の規定の例による。

(小規模水道の布設工事の確認)

第5条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第6条第3項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認した

ときは小規模水道布設工事確認通知書により、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合通知書により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第6条 条例第7条第1項に規定する水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第3条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 条例第7条第1項の規定による届出は、小規模水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模水道の変更等の届出)

第7条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更等届により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第8条 条例第9条第1項に規定する定期の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表第1号、第2号、第9号、第11号、第38号及び第46号から第51号までに掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 条例第9条第2項に規定する臨時の水質検査は、省令の表に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届により行わなければならない。

(給水する水の塩素消毒)

第9条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム）以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第10条 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模水道給水緊急停止報告書により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の変更等の届出)

第12条 条例第13条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更等届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第13条 条例第14条第1項第3号の規定により供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

(小規模貯水槽水道の管理に関する検査)

第14条 条例第14条第2項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受けなければならない検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

(改善の指示等)

第15条 条例第15条第1項、第4項又は第5項の規定による指示は、指示書により行うものとする。

2 条例第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(給水停止命令)

第16条 条例第16条の規定による命令は、給水停止命令書により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第17条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証とする。

(地位の承継の届出)

第18条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届により行わなければならない。

(様式)

第19条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第29号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第19条関係)

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|--------|----------------------|------|
| 第1号様式 | 小規模水道布設工事確認申請書 | 第5条 |
| 第2号様式 | 小規模水道布設工事確認通知書 | 第5条 |
| 第3号様式 | 小規模水道布設工事不適合通知書 | 第5条 |
| 第4号様式 | 小規模水道給水開始届 | 第6条 |
| 第5号様式 | 小規模水道変更等届 | 第7条 |
| 第6号様式 | 小規模水道水質検査結果届 | 第8条 |
| 第7号様式 | 小規模水道給水緊急停止報告書 | 第10条 |
| 第8号様式 | 小規模貯水槽水道給水開始届 | 第11条 |
| 第9号様式 | 小規模貯水槽水道変更等届 | 第12条 |
| 第10号様式 | 指示書 | 第15条 |
| 第11号様式 | 命令書 | 第15条 |
| 第12号様式 | 給水停止命令書 | 第16条 |
| 第13号様式 | 小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証 | 第17条 |
| 第14号様式 | 設置者の地位承継届 | 第18条 |